

CEU申請手続きについて

I. 方針と取得手続きについて	P.1
II. CEUとして認定されないもの	P.2
III. 特記事項	P.2
IV. CEU認定手続きについて	P.3
VI. CEU申請書類一覧表（組織／団体用）（個人用）	

- ・「CEUセミナー申請書（組織／団体用 様式001）」
- ・「CEUセミナー申請書（セミナー詳細）（組織／団体用 様式002）」
- ・「CEU申請者一覧表（組織／団体用 様式003）」
- ・「CEUセミナー申請書（個人用 様式004）」
- ・「受講証明書（個人用 様式005）」

日本継続教育センター

〒163-0643 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 43F

TEL : 03-5322-4648 FAX : 03-3345-1523

【CEU（継続教育ポイント）について】

I. 方針と取得手続きについて

CEU（継続教育ポイント）は、IACET(International Association for Continuing Education and Training)が定める「基準と指針」と「継続教育手法の原則」に準拠して次のように方針と取得手続きを定めている。

日本継続教育センターが目的とするところは、「最新の知識の確認を含め、有意義な教育体験を提供し、電気脱毛士に自己啓発の機会を与えること」にある。また、「この受講者について継続教育活動の記録を残すこと」である。

CEUの方針

CEU は教育に関する信頼できる基準に沿って行われる。従ってその評価、管理、及び規則は厳密に行われており、日本継続教育センターが申請されたセミナーや通信教育を認定している。その公認の CEU セミナー・通信教育を受講する際には、日本継続教育センターの定める規格・基準を守らなくてはならない。

CEU（継続教育ポイント）

最小単位は 0.1CEU（1 時間）で、1 時間未満は切り捨てとなる。

基準

CEU セミナーは、電気脱毛と直接的、間接的に関係あるものでなくてはならない。

日本継続教育センターの公認するセミナーになるには、セミナー開催の 4 カ月前から 4 週間前までの間に、主催者より「申請書」の提出手続きが必要である。

承認申請時に必要な項目は下記の通り。

1. 「セミナー名」「演題」「時間数」「概要」「受講により得られる効果」（様式-001）
2. 「講演者略歴」

講演者の基準

1. 演題に対し専門的知識を有すること
2. 講義目的と内容を充分理解して、講義内容を正しく伝える知識と技量があること

講演者の資格

IBEC(国際脱毛士認定委員会)は講演者の基準を下記の通り定めている。

1. 学位（博士号）を有していること
2. 修士号、学士号を有する場合は、講演する専門分野で 3 年以上の経験を有していること
3. 学位の取得がない場合、専門分野で 7 年以上の経験を有していること
4. 電気脱毛に関するテーマで講演する電気脱毛士は CPE を有していること

II. CEU として認定されないもの

「CEU 認定プログラム」として認められない場合。

1. ランチ／ディナー講演
2. 宴会／レクリエーションプログラム
3. 会議／コンベンション（事前申請により認定された場合は除く）
4. 実習／実地研修（電気脱毛を含む）
5. CPE 受験対策講座
6. 他資格の取得、及び他資格の更新のためのセミナー（講習会）

※講演者自身が講演している講義は、本人のポイントとして認められない。

※CEU の認定についてご不明な点は、事前に「日本継続教育センター」宛てにお問い合わせ下さい。

III. 特記事項

日本継続教育センターは認定したセミナーを監督することができる。

メーカー／ディーラー

メーカー／ディーラーが講義を行う場合は「会社概要」の提出が義務づけられる。脱毛器、滅菌器、プローブ、スキンケア製品等を販売していることと、器具／備品、滅菌、衛生、皮膚科学の専門家であることとは一致しない。講演内容は公正な資料に基づき、自社製品の売込み、試用または他社製品の中傷等はしてはならない。

電気脱毛学校

継続教育とは、卒業後の教育を意味するので、脱毛学校における正規の授業を受講しても CEU は取得できない。

衛生管理

衛生管理の講義は、この分野で専門的知識を持つ有資格者*が行わなければならない。講演者は、AEA（米国電気脱毛協会）の「衛生管理基準」（最新版）を熟知し、基準に準じて AIDS、肝炎、その他の感染性疾患についての講義を行えるものであること。その他に、器具／備品の消毒、滅菌についての説明を含むこと。

※この分野で専門的知識を持つ有資格者とは：医師、看護師、薬剤師、関連分野の学位を有する者などである。

IV. CEU 認定手続きについて

A. 組織／団体申請の場合（主催者による申請）

セミナー開催日の4週間前までに「必要書類」を日本継続センターに提出し、認定を得なければならない。「CEU 認定プログラム」としての認定が得られた場合、「サインシート」「講義アンケート」が申請者宛てに送付される。

事前申請に必要な書類

1. CEU セミナー申請書（様式-001、様式-002）
2. 講演者の略歴
3. セミナーパンフレット／プログラム（1部） ※認定後

広報活動

セミナーの広告には、下記のような「注意書き」を記載する。

※下線は該当名、数字を記入

（組織／団体名）は、日本継続教育センター公認の「CEU 認定プログラム」を開催致します。全ての講義を受講した受講者は（時間数分） CEU が取得でき、日本継続教育センターより「継続教育サティフィケート」（受講証明書）が発行されます。

CEU 付与のための手続き

セミナー終了後 90 日以内に、日本継続教育センター宛てに「必要書類一式」を送付し、「団体申請認定手数料（一人につき¥2,200/税込）」の振り込みをしなければならない。

CEU 申請のために必要な書類

1. サインシートのコピー（各講義中にサインシートを配布し、受講者各自に署名させ、各講義の正確な出席記録を残すこと）
※30分以上の退席（遅刻、途中退席、早退）はポイントが認められないため、主催者は要監督のこと。
2. CEU 申請者一覧表（様式 003）
3. 講義アンケート（コピー各1部と、統計表）

B. 個人申請の場合（セミナー受講後に申請する場合）

CEU 公認プログラム以外のセミナーを受講し、個人で申請する場合は、セミナー受講日より 90 日以内に「必要書類一式」を日本継続教育センターに提出して認定を受けなければならない。

* 1 講義につき 1 時間を 0.1CEU とし、1 時間未満は切り捨てとなる。

申請時に必要な書類

1. 「CEU セミナー申請書」（様式 004）
2. セミナーの「受講証明書（要／セミナー開催責任者の署名、捺印）」又は、領収書コピー
3. セミナーの「パンフレット／プログラム」（1 部）※コピー可

CEU 認定プログラムとして認定が得られた場合、個人申請手数料（一件につき ¥3,300/税込）を指定口座に振り込む。振込確認後、取得したポイントが記された「継続教育サティフィケート」（受講証明書）が日本継続教育センターより発行される。

【申請書、その他の送付先】

日本継続教育センター

〒163-0643

東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 43F

TEL : 03-5322-4648 FAX : 03-3345-1523